

△以下のものを指定しましたので、当該火工品に係る火薬類取締法の適用については、下記の点を関係者に十分周知徹底させ、遺漏無きよう指導して下さい。

なお、平成六年七月二十九日付け六立局第二三一号は、廃止します。

記

一 通商産業省告示第一三四号で定める火工品について

(1) 膀胱結石破砕用医療用火具

膀胱結石破砕用医療用火具とは、内蔵する爆薬を爆発させ、その衝撃により膀胱結石を破砕する火工品である。(図1参照(省略))

なお、当該火工品は平成六年通商産業省告示第六七号で指定した「ぼうこう結石破砕器」と同一のものであり、薬事法上の承認を受けた医療用具の名称と、火薬類取締法の適用を受けない火工品の名称との整合性を図るために名称を変更した。

(2) ピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器

ピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器とは、内蔵する爆薬を爆発させ、その衝撃によりピンハンマーを移動させ、尿路結石を破砕する火工品である。(図2参照(省略))

なお、ピンハンマー型尿路結石破砕装置は、作動部、誘導部、操作部、電源部からなり作動部を結石破砕器とする。(図3参照(省略))

二 薬事法第一四条第一項の規定により承認された承認番号について

(1) 膀胱結石破砕用医療用火具

承認番号(〇四B)第一一〇号

(2) ピンハンマー型尿路結石破砕装置

承認番号(〇七B)第一一八四号

三 薬事法第一四条第一項の規定により承認を受けた膀胱結石破砕用医療用火具及びピンハンマー型尿路結石破砕装置に用いられる結石破砕器に対する火薬類取締法令の適用

(1) 製造

当該火工品を製造する者は、火薬類製造営業許可を受けた者でなければならない。

(2) 販売、貯蔵、譲渡・譲受、運搬、輸入、消費及び廃棄

当該火工品は、完成品になれば火薬類取締法令の適用を受けない。

ただし、当該火工品を分解する等により内蔵されている爆薬を取り出した場合においては、取り出された爆薬は、火薬類取締法第二条に規定する爆薬に該当し、火薬類取締法令の適用を受ける。

図1～3省略

●火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について

(平成八年三月二十九日
八立局第一九五号)

各通商産業局長
通商産業省環境立地局長から沖縄総合事務局局長宛
各都道府県知事

平成八年三月二十九日付け通商産業省令第二八号により、火薬類取締法施行規則(以下、「規則」という。)の一部が改正されましたが、解釈運用については、下記に準拠して下さい。

記

第九条(現行第八十一条の十四) 関係

製造業者の報告義務を毎月から毎年度に変更したものであり、製造業者は、四月から翌年三月までの間に製造した火薬類の種類毎の数量を集計したものを翌年四月三〇日までに通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

平成七年度(平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで)の集計については、平成八年四月三〇日までに報告しなければならない。

第十二条(現行第八十一条の十四) 関係

販売業者の報告義務を毎月から毎年度に変更したものであり、販売業者は規則第一条第一項の記載事項について四月から翌年三月まで集計したものを翌年四月三〇日までに都道府県知事に報告しなければならない。

平成七年度(平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで)の集計については、平成八年四月三〇日まで

火薬庫外に貯蔵できる
火薬類

報告（貯蔵）

に報告しなければならない。
第十五条第一項関係

表(1)、(2)及び(5)に掲げる者が、火薬庫外において貯蔵することのできる建設用びよう打ち銃用空包に係る数量については、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつては、その空包の数量二個を一個として換算することとした。

第三十四条（現行第八十一条の十四）関係

火薬庫の所有者又は占有者の報告義務を毎月から毎年度に変更したものであり、火薬庫の所有者又は占有者は規則第三十三条第一項の記載事項について四月から翌年三月まで集計したものを翌年四月三〇日までに都道府県知事に報告しなければならない。

平成七年度（平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで）の集計については、平成八年四月三〇日までに報告しなければならない。

第四十九条関係

第四号の二

(1) 本号の規定により、次の場合には無許可消費が認められることとなる。

- ① 映画若しくは放送番組の製作
- ② 演劇、音楽その他の芸能の公演
- ③ スポーツの興行
- ④ 博覧会その他これに類する催し
- (2) 「映画若しくは放送番組の製作」とは、映画、テレビ番組の本番撮影のほかテスト・リハーサルも含むものとする。
- (3) 「演劇、音楽その他の芸能の公演」とは、劇場、野外劇場等の舞台と観客席が明確に区分されている専門の施設において行う演劇、演奏、演舞、演芸であつて、その主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よつて、町内会、学校等で開催する演芸会、学芸会などの有志によつて開催されるものは、「公演」には含まれない。
- (4) 「スポーツの興行」とは、競技場、競技施設等において行われるスポーツの試合、競技会、大会等であつて、その主催者が明確に定まっているものをいい、原則として料金を徴収するものに限る。よつて、町内会、学校等で開催される競技会、運動会などの有志によつて開催されるものは、「興行」には含まれない。

(5) 「博覧会その他これに類する催し」とは、博覧会、展示会、展覧会であつて、その主催者が明確に定まっているものをいう。

(6) 本号において無許可消費が認められるのは「演出の効果」に供する火薬類の消費に限られ、火薬類の消費自体の鑑賞を主たる目的とするものは含まれない。

第六号

無許可消費によつて駆逐できる対象を、「鳥獣」からその他海獣も含め「動物」と改めるとともに、「重量一〇グラム以下」を「煙火の原料をなす火薬又は爆薬一〇グラム以下」に改めた。

第八号

建設用びよう打ち銃用空包について、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつては、二個を一個と換算して四〇〇個までとした。

第五六条の三第二項関係

第三号の建設用びよう打ち銃用空包の携帯できる数量について、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつては、二個を一個と換算して四〇〇個までとした。

第五六条の六（現行第八十一条の十四）関係

火薬類取締法第三〇条第二項の消費者（以下「消費者」という。）の報告義務を毎月から毎年度に変更したものであり、消費者は規則第五六条の五第一項の記載事項について四月から翌年三月まで集計したものを翌年四月三〇日までに都道府県知事に報告しなければならない。

平成七年度（平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで）の集計については、平成八年四月三〇日までに報告しなければならない。

保安責任者試験及び免状

第七七条、第七八条、第七九条（現行第七八条の二）、第八〇条（現行第七八条の三）、第八一条（現行第七八条の五）、第八一条の三関係

保安責任者試験について、別表第一五（現行様式第三二）（第七八条関係）の様式を変更して別表第一四とし、別表第一四（第七七条関係）試験課目免除申請書及び別表第一六（第七八条関係）履歴書を削除することにより添付書類を削減し、受験者、試験の事務局の事務負担を軽減した。

第八四条第八号関係

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第六条第一項の許可を受けた者（外国人）は、一八歳未満の者であつても、火薬類の取扱いを可能にした。

危険の少ない取扱いの指定